

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方は以下のとおりです。

当社及び当社グループの基本理念は、「配給」の実施とその浸透にあります。「配給」とは、お客様のご協力をいただくことによって、当社のみならず、全ての工程によって、高い計画性を創出し、同期化させようとする考え方であります。

この「配給」の理念を実現させるためには、あらゆる面でガラス張りの体制を整え、情報公開をしていくことが求められます。なぜなら、情報の非対称性が存在する中では、高い「計画性」を有することは不可能だからです。

したがって、当社では、直接コミュニケーションがとれる上申制度を整備し、経営陣と従業員で日々忌憚のない意見交換をしております。

そして、さらなる情報の収集強化や経営者に情報や権限が偏在化するのを防ぐために、内部監査制度の充実や監査等委員会の設置・独立役員二名選任の体制をとり、ガバナンスの強化を図っております。

また、株主様に対しては、そのような「配給」の理念によって創出された「高品質・低価格の商品」を継続的に販売することによって生じた当社の成果を還元していくとともに、「配給」の一員として、株主総会等で適切な意見交換・意思決定が行えるような体制の強化によりいっそう取り組んでまいります。

さらに「配給」の実践の一環として、地域の文化活動等に積極的に参加することによって、地域に根付いた活動を引き続き行いつきたいと考えております。

このように「配給」の実施と浸透そのものが、コーポレート・ガバナンスの強化そのものであると、当社は考えております。

また、コーポレートガバナンス・コードの各原則に対する当社の取り組み方針や取り組み状況を明確にし、ステークホルダーとの対話の充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

(補充原則1－2－2)

当社は招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつ、その早期発送に努めてまいりましたが、今後は当該行為がより早期に行えるような体制づくりを行います。また、株主総会の招集通知に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnetや自社のウェブサイトにより電子的に招集通知の公表を行っておりませんでしたが、今後はTDnetや自社のウェブサイトにより電子的に公表を行う予定であります。

(補充原則1－2－4)

当社は機関投資家、株主における海外投資家の比率は相対的に少ないため、議決権の電子行使を可能とするための環境整備及び招集通知の英訳を実施しておりません。今後、当社株主における海外投資家比率を勘案したうえで、招集通知の英訳を検討いたします。また、議決権電子行使の環境整備については、株主の利便性や費用対効果を総合的に勘案したうえで導入を検討いたします。

(補充原則1－2－5)

当社では、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めていません。今後は株主名簿上の株主を通じて、株主総会への出席の申し出があった場合に限り、株主総会への入場と傍聴を認めることを検討いたします。

(補充原則3－1－2)

当社は、株主における海外投資家比率が僅少のため、当社の会社情報及び製品紹介を除いては英語での情報の開示・提供を行っておりません。今後、当社株主における海外投資家比率を踏まえて、株主の利便性や費用対効果等を総合的に勘案のうえ、英語での情報の開示・提供を行ってまいります。

(補充原則3－2－1)

(1)外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っておりますが、外部会計監査人候補の評価に関する明確な基準は策定しておりません。今後、当該事項に係るガイドラインを参照しつつ、協議・決定していく予定です。

(2)外部会計監査人と取締役の意見交換や監査の実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。なお、現在の当社外部会計監査人である清流監査法人は、独立性・専門性ともに問題はないものと認識しております。

(補充原則4－1－2)

企業環境が刻々と変化する中で、中小企業の連合体である当社及び当社グループが事業の計画として3年程度の中期経営計画を策定することは現実的ではなく、中期経営計画を策定するよりも会社の理念である「配給の実践」に向けて計画を毎年随時・迅速に変更をし、事業単年度毎の見通しを公表していくのが当社の実態に最も適合していると考えておりましたが、投資家とのコミュニケーションをより一層円滑に進めるために、来期より当社に適した中期経営計画を作成し、その目標達成に向けて最善の努力を尽くしてまいります。

(補充原則4－2－1)

当社は、自社株を活用した報酬制度など中長期的な業績と連動する役員報酬制度は、導入しておりませんが、自社株を活用した報酬制度を含む持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するような報酬制度の検討をしてまいります。

(補充原則4－8－2)

当社の機関構成は、企業リスクを回避し、業務執行を迅速かつ適切に行うために、少数の簡素な組織であります。現在当社の独立社外取締役は2名でありますので、それぞれが必要に応じて相互に連絡を取りながら、経営陣との連絡協議を図っております。従いまして、当社の現在の独立社外取締役の構成を前提とすると、筆頭独立社外取締役などの代表者を設置するよりも、それぞれが自発的な意思に基づき経営者等とコミュニケーションをとり、相互に情報交換・認識共有を図るほうが、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するためには、効率的かつ効果的であると考えております。

(補充原則4-10-1)

当社の取締役会の構成員は7名であり、そのうち独立社外取締役の人数は2名(独立社外取締役の取締役会に占める割合:約28.5%)であります。したがいまして、独立社外取締役の構成員の過半数に達しておりません。当該状況を前提としても役員の指名・報酬などは独立社外取締役の意見が十分に反映されていると考えておりますが、今後、諮問委員会を設置するなど指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の意見がより反映されやすい体制に移行できるように検討します。

(補充原則4-11-3)

現時点では、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っておりません。今後は、毎事業年度取締役会にて前事業年度分の各取締役個人の自己評価、取締役同士の他者評価、必要に応じて第三者評価などを参考にして、取締役が中心となり、取締役会全体の実効性について分析・評価を行います。また、その結果の概要の開示をどのように行うかに関しては、今後検討してまいります。

(補充原則4-14-1)

現時点では、十分な知見・経験を有している者が取締役に就任をしており、就任前後において取締役が任意で参加するトレーニングを除いて会社として特別なトレーニングを実施しておりません。今後の方針としては、新任取締役には、当社の事業・財務・組織等に関する知識を習得し、求められる役割や責任を十分に理解できるような機会を提供いたします。また、市場環境の変化、法令基準の変更等に対してより一層迅速かつ確実に適応できるように取締役が継続的なトレーニングが受けられる体制を整備していきます。なお、当該トレーニングに要する外部研修機構への参加費や外部講師代金に係る費用は当社が負担をいたします。

(補充原則4-14-2)

当社は、今後、取締役の全員を対象としたコンプライアンス等の研修会を少なくとも年1回以上開催する方針であり、その他に任意の研修機会の提供を隨時行う予定であります。なお、当該研修機会の提供に係る費用は当社が負担をいたします。

【5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、現在経営戦略等の策定・公表に当たって、収益力・資本効率等に関する目標を提示しておりませんが、来期の経営戦略及び経営計画から、株主との対話を一層活性化させるために収益力・資本効率等に関する目標を導入し、その実現のための具体的な方策を株主様にわかりやすく明確な論理で説明を行う予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社及び当社の連結子会社(以下、「当社グループ」という。)は、政策保有株式について、その取引関係の強化によって得られる当社グループの利益と投資額等を総合的に勘案して、その投資の可否を判断しております。

また、当社グループは政策保有株式の議決権の行使につきましては、その議案内容を精査し、発行会社の中長期的な企業価値向上に資する提案であるかどうか、また、当社への影響等を総合的に判断して行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が、役員、役員が代表取締役を務める会社または主要株主との間で、利益相反の生じる恐れのある取引を行う場合には、会社法及び当社の取締役会規則に基づき、取締役会における事前の審議・決議を要することとしております。また、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実が取締役会に報告されております。なお、すべての取引について、会社や株主共同の利益を害することのないよう、市場価格等を勘案した公正かつ適切な取引条件を設定しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)当社グループの経営理念は、「配給」の実施とその浸透にあります。「配給」とは、ステークホルダーのご協力をいただくことによって、当社内部のみならず、全ての工程によって、高い計画性を創出し、同期化させようとする考え方であります。

(2)(1)で記述された経営理念に基づく当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本方針は、当社のお客さま、株主・投資家の皆さま、取引先、地域の方々、従業員との間で確実かつ客觀性のある情報の共有をはかることによって、情報の非対称性をなくし、皆さまの信頼と共感の上で、経営の透明性・効率性を高め、すべてのステークホルダーにとって企業価値を最大化することであります。

(3)当社では、経営陣幹部・取締役の報酬の決定するにあたって、株主総会で決議された取締役の報酬総額のうち、監査等委員でない各取締役の報酬額については、各取締役の役位、業績などを総合的に勘案し、取締役会で決定し、監査等委員である各取締役の報酬額は、監査等委員会の協議により決定しております。

(4)経営陣幹部の選任及び解任について、独立取締役を含む取締役が業績等の評価、会社の経営理念等の理解に対する評価、経営の監督、機能強化に関する評価などあらかじめ定められた基準に従い各経営陣幹部を評価し、当該評価を前提として取締役会が総合的に判断をし、決定しております。

(5)経営陣幹部の選任と取締役候補の指名については、経営理念の理解、知識、経験、能力、人格及び見識を保持しているかどうかを総合的に判断の上、取締役会で決定しており、取締役候補者については、各人の経歴を株主総会招集通知等で開示しております。

(補充原則4-1-1)

当社は、関連法令に従い、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任できる旨を定款に定め開示しております。当社の取締役会で決議すべき事項については、法令及び定款で定められているもののほか、質的・量的重要性に基づき取締役会規定で付議すべき事項を定めております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、2015年6月の定時株主総会で、会社の機関設計を従来の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するとともに、独立役員の要件を充足する社外取締役(監査等委員である取締役)2名の選任を決議しております。当社の2名の独立社外取締役が各自の知見に基づいて、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように会社の経営を監督し、かつ、当社の経営に対して有益な改善提案等を行っており、当社が現時点で独立取締役に期待する役割を十分に果たしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性判断基準を当社の独立性判断基準としております。

(補充原則4-11-1)

当社は、定款により、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、3名以上と定められております。また、監査等委員である取締役は、同じく3名以上とされております。当社の現在の取締役は、7名であり、監査等委員である取締役は3名であります。取締役会全体として、取締役会の機能を効果的に発揮するとともに意思決定を迅速化するために簡素な組織形態にするのと同時に、当社の幅広い業務に対応するためには実際の企業経営従事者及び企業経営従事者、当社の業界に関連する技術的知識を豊富に有する者、当社の長期的な企業価値向上に

資するために文化に造詣が深い者などからその適性を総合的に判断したうえで、選任しております。

(補充原則4-11-2)

当社の取締役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役の業務に振り向けており、兼職については合理的な範囲内であると考えております。

なお、取締役の他の上場企業での役員兼任状況は、以下の通りです。

佐々木ベジ:技研興業株式会社取締役会長及び夢みつけ隊株式会社代表取締役社長

(補充原則4-11-3)

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由をご参照ください。

(補充原則4-14-2)

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由をご参照ください。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を促進するために、以下のような体制整備及び取り組みを行っております。

(1)株主との対話は、その重要性に鑑み代表取締役が統括しております。個別面談以外の対話の手段としては、株主総会での株主への説明及び当社ホームページによる会社関連情報開示を行っております。また、今後は、ホームページの情報の拡充・投資家説明会等を含めてIR活動を充実させてまいります。

(2)株主との対話において把握された意見などは取締役会へ適宜報告をされております。

(3)公正正取引確保の観点から、決算発表前の期間は、サイレント期間を設け、投資家との対話を制限しており、社内においては、インサイダー取引防止に関する規定を設け、厳格に運用しております。

(4)毎年3月末及び9月末時点における株主名簿について、株主名簿上の株主構造を把握するとともに、実質的に当社の株式を所有する株主の調査を実施し、実質の株主の把握を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
フリージアハウス株式会社	267,845,440	59.39
夢みつけ隊株式会社	11,851,000	2.62
ダイトーエムイー株式会社	4,000,000	0.88
佐々木 ベジ	2,985,000	0.66
永田 光春	2,948,000	0.65
MORGAN STANLEY & CO.LLC	2,787,000	0.61
桧垣 千寿子	2,642,000	0.58
日本証券金融株式会社	2,426,000	0.53
秋田ハウス株式会社	2,308,000	0.51
城木 貞子	1,723,000	0.38

支配株主(親会社を除く)の有無	更新	フリージアハウス株式会社
親会社の有無		なし

補足説明	更新
------	--------------------

【大株主の状況】は、平成27年9月30日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 [更新](#)

当社と支配株主との取引は、他の一般的な取引と同様に適正な条件の下に行うことを基本方針とし、取締役会にて取引内容及び条件の妥当性を検討のうえ、取引実行の是非を決定するなど、少数株主に不利益を与えないよう適切に対応することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

フリージアホーム株式会社(商号変更(平成20年)し、フリージアハウス株式会社となりました)は、平成14年2月の当社の第三者割当増資を受け、当社の資本上位会社となりました。また、フリージアトレーディング株式会社は、平成16年3月のフリージアホーム株式会社に対するデットエクイティスワップの実施により、同社の親会社となりました。また、当社は、両者の株式を所有しておりません。

しかし、当社と両者の関係は、代表取締役又は取締役の兼任等を通じ、実質支配関係があります。したがって、当社は、両社を支配力基準により当社の連結子会社として取り扱っております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
山崎 正剛	他の会社の出身者										
星野 紗	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山崎 正剛	○	○	—	山崎正剛氏は、上記a～kのいずれにも該当しない社外取締役であり、会社経営陣とは何ら利害関係はなく、取締役会においても、長期的見地から忌憚のない意見を述べ自らの判断で決議に参加できる立場にあるなど独立性は保持されており、一般株主との利益相反が生じるおそれはありません。また、他社において、常勤監査役等を歴任しており、その見識・経験等が当社の経営陣に対する適格なモニタリング機能を発揮していると判断しております。
星野 紗	○	○	—	星野綾氏は、上記a～kのいずれにも該当しない社外取締役であり、会社経営陣とは何ら利害関係はなく、取締役会においても、長期的見地から忌憚のない意見を述べ自らの判断で決議に参加できる立場にあるなど独立性は保持されており、一般株主との利益相反が生じるおそれはありません。また、文化事業等を行なつ

ており、その幅広い活動・知識が当社の経営陣に対する適格なモニタリング機能を発揮していると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	なし

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分に関しては、監査等委員会の承認を得なければならないものとする。
- (2) 当該使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、指示を受けた業務を執行する。
- (3) 取締役等は当該使用人が監査委員会の必要に応じて監査委員会の補助業務を行えるよう配慮するものとし、その職務を遂行する上で不当な制約を受けることがないよう取り計らうものとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査担当者は4名であり、会計監査人及び監査等委員と相互連携しながら、適宜当社及び当社グループの内部統制の整備状況・運用状況等を把握し、必要に応じて改善指導を行っております。

監査等委員は、取締役会等の重要な会議に参加するほか、取締役等から随時に業務報告を聴取し、取締役の職務執行を監査しております。監査等委員会では、監査等委員相互の情報共有を図ることにより、監査機能の充実に努めています。また、監査等委員は、定期的に内部監査担当より内部監査実施結果等について報告を受けるとともに、グループ会社内弁護士から助言を得つつ意見交換を行い効果的かつ効率的な監査の実施に役立てております。さらに、監査等委員は会計監査人からも同様の報告を受けるとともに、監査の品質管理体制についての詳細な説明の上、その妥当性を確認しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

他の従業員同様すべて会社及び本人の業績いかんによって昇進その他の待遇を決定しているため。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を有価証券報告書、営業報告書(事業報告)により開示しております。
取締役の役員報酬には従業員給与、顧問料等は含めておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額を年額5,500万円以内、監査等委員である取締役の報酬額を年額1,500万円以内とすることを定めています。

監査等委員でない各取締役の報酬額については各取締役の役位、業績などを総合的に勘案し、取締役会で決定し、監査等委員である各取締役の報酬額は、監査等委員会の協議により決定します。

【社外取締役のサポート体制】

総務担当並びに内部監査担当が社外取締役のサポート(連絡、調整とを含め)等を行っており、適宜、グループ内弁護士が法令の説明等を行っている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しています。

取締役会は、監査等委員以外の取締役4名と監査等委員である取締役3名で構成されており、迅速かつ適切な意思決定を行なえる体制を整備しております。取締役会では監査等委員が忌憚のない意見を述べるとともに決議に参加することで、少人数ながら業務執行が適切に行われる体制をとっています。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されており、そのうち2名が社外取締役であります。監査等委員会は公正、客観的な監査を行うことを目的に適宜開催されており、また、監査等委員以外の取締役の職務執行を適法性の見地のみならず妥当性の見地から監査し、会計監査人との相互連携により、監査の実効性の充実を図っています。

社外取締役は、監査等委員以外の取締役から独立した立場にある者を選任しており、業務執行に関する監督機能の拡充をはかけております。

社内組織としては、すべての従業員から代表取締役等への上申制度による予算執行に関する承認及び業務日報による報告を日々行っており、業務執行者は現場の状況が直ちに把握できるようになっております。また、内部監査人によるモニタリングを適宜行なっており、会計監査人及び監査等委員と連携をとりながら、業務の適正化を図っております。加えて、当社グループ会社内に弁護士が3名在籍しており、経営および業務の適正な遂行のための助言等を隨時得ております。

また、子会社の業務の適性を確保するための体制整備といたしましては、当社が子会社の取締役会等による意思決定及び業務執行の監督についてモニタリングを行うことを基本とし、業務執行の状況を確認しております。なお、子会社の業務の遂行を確保する観点から必要な社内規程等の整備をしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては簡素な組織形態を整備しておりますが、これは当社の規模では簡素な組織において業務執行を迅速かつ適切に行なうことが企業リスクを回避する上で有用だからであります。また、小さな組織ながら実質的な監督機能を発揮するために監査等委員をはじめすべての者が、相互に連携関係を深め、監督機能が発揮できるようにするためであります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページで有価証券報告書、決算短信、招集通知、ニュースリリース等のIR資料を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社製品である押出機を利用してのプラスチックのリサイクル事業を展開中

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営理念に基づく事業活動を遂行するために、有効的かつ効率的な業務運営と、そのモニタリングが適正に実行され、財務報告の信頼性・事業活動に関わる法令等の遵守・資産の保全が適切に図られる体制の確保を、内部統制システムに関する基本方針としています。

1 当社および子会社の取締役、執行役その他これらの方に相当する者(以下、「取締役等」という。)および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、法令及び定款遵守の為の体制を含む内部統制システム構築の基本方針について決定し、監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

(2) 取締役等および使用人(以下、「役職員」という。)を対象として、コンプライアンスに関する社内研修等を実施し、役職員への周知徹底を図る。

(3) 取締役等は、会計監査人、顧問弁護士等と密接に連絡をとることにより、適時適切な指導及び助言を受けるものとする。

(4) 役職員の法令・定款違反については、弁護士等と相談のうえ厳正な処罰を求ることとし、コンプライアンスについての役職員の意識を高める。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 法令及び社内規程に従い、以下の文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)を関連資料とともに保存するものとする。

- 1) 株主総会議事録
- 2) 取締役会議事録
- 3) 監査等委員会議事録
- 4) その他経営上の重要会議議事録
- 5) 上申書
- 6) 契約書
- 7) 会計帳簿、計算書類等及び連結計算書類
- 8) 財務局その他の行政機関、金融商品取引所に提出した書類の写し

(2) 前項各号に定める文書は、会社法及び各税法等に定めた期間保存するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置づける。

(2) 以下のリスクにおける事業の継続を確保するための体制を整備する。

- 1) 地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク
- 2) 役員・使用人の不適切な業務執行により生産・販売活動等に重大な支障を生じるリスク
- 3) ITシステムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク
- 4) その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

4 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて取締役の職務の執行の効率化を図る。

(1) 取締役会で決定された経営計画の達成状況を、毎月の取締役会で報告することによって現在の経営状態の把握を行い、問題点があつた場合の早期認識及び改善策の早期策定を可能にする。

(2) 取締役会は、必要に応じ、経営方針、経営戦略等の業務に関する重要事項の協議を目的として、常勤役員及び各部署の責任者で構成する営業会議を取締役会の諮問機関として設置し、経営に関する重要事項につき検討する。

5 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制

(1) 当社グループとしての経営理念を共有するとともに、フリージングループ行動規範を定め、コンプライアンスの理念の統一を保ち、役職員への教育や研修を通じてグループ全体にコンプライアンスの徹底を図る。

(2) 当社子会社及び関連会社に対し業務の方針及び計画並びに執行状況に関する報告を課すとともに、当社子会社及び関連会社は重要な事項について当社取締役会の承認を事前に求めるものとする。

(3) 当社の取締役が子会社の取締役又は監査役を兼務することにより子会社の業務を監督する。

(4) 当社グループは社会の秩序と安全に脅威と与える反社会的勢力に対しては、取引を含めた一切の関係を遮断し、有事においては法的対応も辞さず、外部専門機関との連携をはかりグループ一丸となって毅然とした態度で対応する。

6 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(1) 子会社の業務計画及び業務執行の状況については、定期的に当社取締役会に報告されるものとする。

(2) 代表取締役は、必要に応じ、子会社から業務執行の状況の報告を求めるものとする。

7 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

(1) 監査等委員会が補助すべき使用人を求めた場合、補助業務をする者(以下「補助使用人」という。)を配置する。

(2) 補助使用人は、総務部に属する社員とする。

8 前号の取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分に関しては、監査等委員会の承認を得なければならないものとする。

(2) 補助使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、指示を受けた業務を執行する。

(3) 取締役等は補助使用人が監査委員会の必要に応じて監査委員会の補助業務を行えるよう配慮するものとし、その職務を遂行する上で不当な制約を受けることがないよう取り計らうものとする。

9 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、次に定める事項を監査等委員会に報告するものとする。

(1) 定期的に報告する事項

1) 経営及び事業の遂行状況

2) 財務の状況

3) リスク及びリスク管理の状況

4) コンプライアンスの状況(自己、不正、苦情、トラブル等)

(2) 臨時に報告すべき事項

- 1) 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
- 2) 取締役の職務執行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実
- 3) 当局等から受けた行政処分等
- 4) 重要な会計方針の変更及び会計基準等の制定・改廃
- 5) その他上記各号に準ずる重要事項等

10 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社および当社子会社は、役職員が監査等委員会に報告をしたことを理由に報告者が不利益な取り扱いを受けない対応をする。

11 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員会の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理をする。

12 その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査等委員会が代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することを妨げない。
- (2) 代表取締役は、監査等委員会に対し、社外の会計監査人、顧問弁護士等と連絡をとることにより、監査等委員会が適時適切な指導及び助言を受けることができる体制を構築する。

13 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、財務報告の信頼性を確保する内部統制システムを構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応することを基本方針としている。

(2) 反社会的勢力の対応統括部署を総務部とする。反社会的勢力に対する実際の対応については、不当要求防止責任者を設置し、警察・弁護士等の外部の専門機関とも連携を図りつつ対応を行うものとする。当社は、引き続き反社会的勢力排除のための体制を強化していく。

Vその他

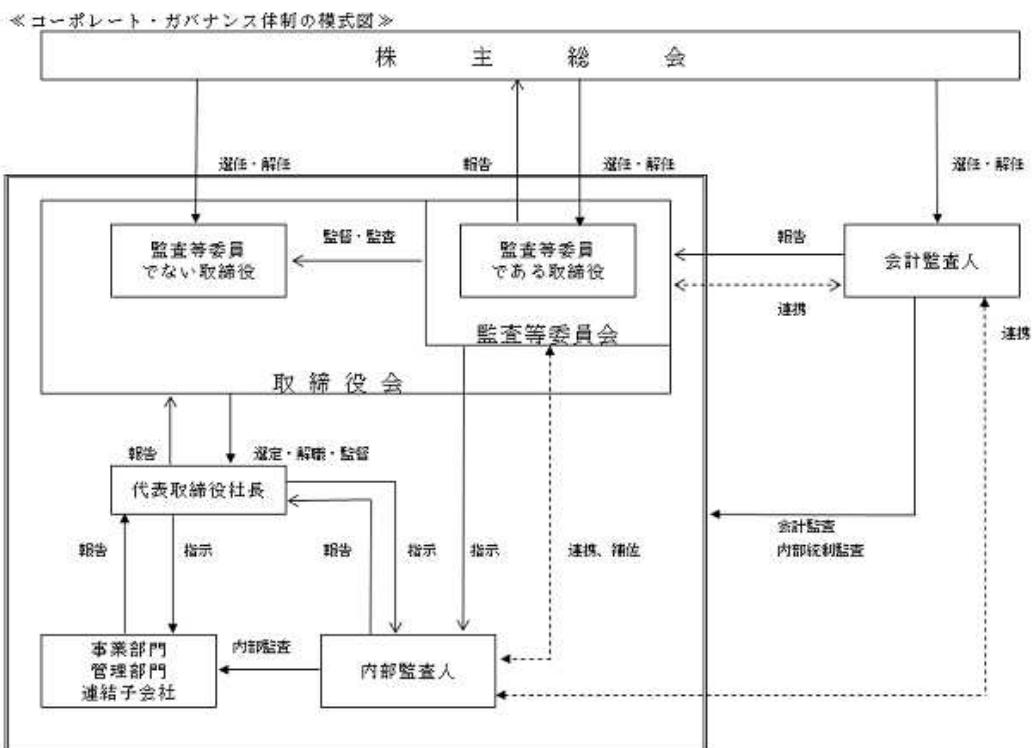
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



« 会社情報の適時開示にかかる組織体系図 »

